

第1回 憲法とは何か、立憲主義とはどのような考え方か？

2004.6.8 憲法を学ぶ会

奥野恒久（室蘭工業大学）

いくつかの憲法集会に参加して

憲法をめぐる動き

- ・泥沼化するイラク戦争

- 日本人人質事件、アブグレイブ収容所での米兵による拷問・虐待事件、米軍による民間人殺害、日本人ジャーナリスト殺害事件、連合国暫定当局（CPA）から暫定政権への主権移譲と自衛隊の法的地位

- ・「有事7法案」衆議院本会議で可決（5.20）

- ・年金制度改革関連法をめぐる混乱

- 国会議員の未納問題、参議院での議事運営をめぐる混乱

- ・トヨタ自動車、日本企業で初めて純利益1兆円突破「グローバル化が利益を出すようになってきた」（張富士夫社長）

- ・日本経団連、奥田碩会長再任。憲法問題を考える委員会を立ちあげることを発表（5.27）

日本国憲法の構造 = 前文 + 11章103条

（1）憲法の意味

- ・形式的意味の憲法…憲法と呼ばれる成文の法典

- ・実質的意味の憲法

- ・固有の意味の憲法…国家の根本的な組織・作用を定める法

- ・近代的意味の憲法…自由の保障と国家権力の制限を内容とする法

（立憲的意点の憲法）

近代立憲主義の誕生

中世封建社会…重層的な支配関係

絶対王政…国王による権力独占 王権神授説

近代市民革命…国王権力の打倒 近代立憲主義

フランス人権宣言 16条

「権利の保障が確保されず、諸権力の分立が定められていない社会は、すべて憲法を有するものではない」

近代憲法の特質…権力を抑制することによる権利（自由）の保障

- ・国家の最高法規

- ・国家機関に権力を授ける、授權規範

- ・国家権力を拘束する、制限規範 人権保障、権力分立

(2) 近代立憲主義という考え方 自然権思想、社会契約論

・モンテスキュー『法の精神』：「政治的自由は、権力が濫用されない時にだけ、制限的な国家にある。しかし、権力を担当する者がすべて権力を濫用しがちであるということは、永遠の経験の示すところである。彼らは、限界を見出すところまでいってしまう…権力が濫用されないようにするためにには、権力が権力を抑制するように事態を定めなければならない。憲法は、何人も法が義務づけていないことをするように強制されずまた法が許容していることをしないよう強制されないように定めることができる」(11編4章、1748年)

・トマス・ジェファーソン：「信頼は、どこでも専制の親である。自由な政府は、信頼ではなく猜疑にもとづいて建設される。われわれが権力を託さなければならぬ人々を制約的な憲法によって拘束するのは、信頼ではなく、猜疑に由来する…権力の問題においては、それゆえ、人に対する信頼に耳をかさず、憲法の鎖によって、非行を行わないように拘束する必要がある。」(「ケンタッキー州議会決議」1789年)

近代立憲主義は、「権力担当者に対する不信」に支えられている

(3) 近代憲法と現代憲法

近代市民革命

近代憲法(19C.) = 自由国家・消極国家(夜警国家)「小さな政府」

- フランス人権宣言(1789)17条「所有権は、神聖かつ不可侵の権利である」
資本主義の発達にともなう矛盾

現代憲法(20C.) = 社会国家、積極国家(福祉国家)「大きな政府」

- ワイマール憲法(1919)151条1項「経済生活の秩序は、すべての者に人間たるに値する生存を保障する目的をもつ正義の原則に適合しなければならない」。153条3項「所有権は義務を伴う。その行使は、同時に公共の福祉に役立つべきである」

財政危機、グローバル経済のもとでの企業の多国籍化

新自由主義？(20C.後)

現代憲法の特質…国家権力による経済的・社会的弱者保護

- ・すべての人に「最低限度の生活」を権利として保障
- ・経済的強者の自由に規制を加える

現代憲法としての日本国憲法 - 22条、25条、29条

「憲法は、全体として、福祉国家的理想的もとに、社会経済の均衡のとれた調和的発展を企図しており、その見地から、すべての国民にいわゆる生存権を保障し、その一環として、国民の勤労権を保障する等、経済的劣位に立つ者に対する適切な保護政策を要請していることは明らかである」(最大判1972.11.22)

【参照】渋谷秀樹『憲法への招待』(岩波新書)2001年P.2~21